

おあしす



日本沙漠学会 2008 年度 第 29 回学術大会（5 月 26～27 日 石巻専修大学）

上段：大会実行委員長の依田会員（中）、ポスターセッションの様子（左および右）。中段（左上から右下へ）：公開シンポジウムでの発表者、太田尚志氏（左上）、益満環氏（右上）、山内武巳氏（左下）、石川春樹氏（右下）。下段：エクスカージョンで訪れたデ・リーフデ北上での施設見学の様子。

日本沙漠学会 2018 年度 第 29 回学術大会・評議員会・総会記事（総務報告）

◇ 2018 年度学術大会報告

2018 年 5 月 26 日（土）～27 日（日）に石巻専修大学（〒986-8580 宮城県石巻市南境新水戸 1 番地）にて第 29 回学術大会を開催した。

5 月 26 日（土）における学術大会では、研究発表会セッション 1・2（発表数 8 題）、ポスター発表コアタイム（発表数 9 題）、総会、公開シンポジウム、懇親会を順に開催した。総会内容については概要を後述する。

公開シンポジウムでは、「明日に架ける橋 ～被災地からの情報発信～」をテーマに、「海の砂漠に陸の砂漠をもたらすもの」、「オープンデータを活用した地域活性化の取り組み」、「特殊環境下のヒトの生体応答」、「“Beyond a droughty summer” – アフリカ半乾燥地帯に適した極早生ササゲ新品種の導入スキームの紹介 –」の 4 講演を行った。その後、懇親会を石巻グランドホテルで開催した。懇親会中、ベストポスター賞の授与式が行われ、廣田千恵子会員の「モンゴル国カザフ牧畜民によるフェルト敷物「サルマック」の製作技法 – 製作過程からみる現代的文化変容の分析 –」と、高橋健吾会員他の「モンゴルの耕作放棄地における在来種の播種を用いた草原修復」に授与された。さらに、東京農業大学における次期 30 回学術大会開催予定についての案内がなされた。

5 月 27 日（日）は、研究発表セッション 3・4（発表数 6 題）が開催され、閉会式で 2 日間の学術大会を終了した。

◇ 第 31 回評議員会報告

2018 年 4 月 14 日（土）、人形町区民間（東京都中央区）にて第 31 回評議員会が開催された。吉川賢会長を議長として、① 2018 年度総会資料提出議案について（鈴木伸治総務担当理事、中村徹財務担当理事より説明）、② 会則、細則、内規の改正について（鈴木伸治総務担当理事、渡邊文雄副会長より説明）、③ 2017 年度学会賞の審査報告（学会賞選考委員会の報告を鈴木伸治総務担当理事が代読）、④ その他、について各々提案され承認された。詳細は「学会記事」掲載の議事録を参照されたい。

◇ 2018 年度日本沙漠学会総会報告・学会賞授与報告

総会報告…5 月 26 日（土）14:00～14:45、石巻専修大学 5301 教室において開催した。正・名誉会員数 275 名に対して、出席者数 35 名、委任状数 67 名、合計 102 名で総会が成立したことが総務担当鈴木理事より報告があった。総会の開催にあたり吉川賢会長より挨拶があり、その後の場泰信会員を議長として選出し、承認の後に議事を進めた。総務担当鈴木伸治理事より 2017 年度事業報告がなされ、続いて財務担当高橋新平理事より決算報告、そして矢沢勇樹監事より会計監査報告が各々説明され、その後承認された。また細則改正の報告の後、渡邊副会長より会則都内機械背について説明があり、承認された。さらに、2018 年度事業計画（案）・予算（案）について鈴木理事および高橋理事から説明がなされ、承認された。最後に、学会賞審査報告が学会賞選考委員会豊田裕道委員長より報告がなされ、2017 年度は学会賞の該当者がなかったことが報告された。

◇ 総会資料

1. 2017 年度事業報告・決算報告・会計監査報告

(1) 2017 年度事業報告

1) 会務報告

a. 会員 2018 年 3 月 31 日現在、会員数は以下の通り。

名誉会員：安部征雄 門村 浩 都留信也 真木太一（4 名）

正会員：271 名 学生会員：21 名

賛助会員：4 社 購読会員：6 機関

b. 会議

(a) 日本沙漠学会 2017 年度総会

2017 年 5 月 27 日（土）、千葉工業大学東京スカイツリータウンキャンパスにて開催した。総会の概要を「おあしす」No. 98（2017 年 6 月）に掲載した。

(b) 評議員会（第 30 回）

2017 年 4 月 15 日（土）、女性センターブーケ 21 において既に開催した。議事概要を「おあしす」No. 98（2017 年 6 月）に掲載した。

(c) 理事会

第 129～133 回理事会を開催した。第 129, 130 回議事録を「おあしす」No. 98 (2016 年 6 月) に, 第 131 回議事録を「おあしす」No. 99 (2017 年 9 月) に, 第 132 回議事録を「おあしす」No. 100 (2017 年 12 月) に, 第 133 回議事録を「おあしす」No. 101 (2018 年 3 月) に各々掲載した。

(d) 編集委員会

沙漠研究 Vol. 27 NO. 1～Vol. 27 NO. 4 を編集し発行した。2017 年 5 月 26 日 (金), 工学院大学 新宿キャンパスにて拡大編集委員会を開催した。さらに E-mail によって委員会内における審議を行った。

(e) 学会賞審査委員会

2017 年度の学会賞審査委員会をメール審議で行った。また 2017 年 5 月 27 日 (土), 第 28 回学術大会におけるベストポスター賞の審査を行った。

(f) 国際会議開催ルールの整備等に関する検討委員会

2017 年 9 月 8 日 (金) および 10 月 28 日 (土) に会議を開催した。

(g) 30 周年記念事業推進委員会

2017 年 12 月 23 日 (土), 2018 年 2 月 3 日 (土), 2 月 24 日 (土), および 3 月 27 日 (土) に委員会を開催した。

(h) 学会会員数減少への対策検討委員会

委員会内においてメールにより情報交換を行った。

2) 刊行物

a. 日本沙漠学会誌「沙漠研究」

Vol. 27 No. 1 (2017 年 6 月), Vol. 27 No. 2 (2017 年 9 月)

Vol. 27 No. 3 (2017 年 12 月), Vol. 27 No. 4 (2018 年 3 月)

b. ニューズレター「おあしす」

No. 98 (2017 年 6 月), No. 99 (2017 年 9 月)

No. 100 (2017 年 12 月), No. 101 (2018 年 3 月)

c. 日本沙漠学会講演要旨集

第 28 集 (第 28 回学術大会, 2017 年 5 月 27 日～5 月 28 日)

d. 学会ホームページによる情報提供

学会ホームページによる活動状況に関する情報提供を行った。理事会, 分科会, シンポジウム, 関連学協会 の催事等の開催案内と報告等をタイムリーに掲載し更新した。

3) 講演会及び研究会等の開催

a. 第 28 回学術大会: 2017 年 5 月 27 日 (土)～5 月 28 日 (日), 千葉工業大学東京スカイツリータウンキャンパスにおいて, 一般研究発表 (口頭発表 17 題, ポスター発表 16 題) を行った。ポスター発表のうちの 2 つがベストポスター賞を受賞した。公開シンポジウムでは, 「☆ (ほし) の沙漠に映された地球」をテーマに 3 つの講演を行った。

b. 2017 年度秋季シンポジウム: 2017 年 10 月 28 日 (土) 筑波大学東京キャンパスにおいて, 「砂漠化と向き合う - 研究と実践の融合に向けて -」をテーマに 3 つの講演とパネルディスカッションを行った。参加者 60 名。

c. その他

日本学術会議地球惑星科学委員会地球・惑星圏分科会シンポジウム「我が国の衛星地球観測計画」(2017 年 7 月 18 日, 日本学術会議 講堂) を後援した。また, International Workshop on Wind-Related Disasters and Mitigation (2018 年 3 月 11 日～3 月 14 日, 東北大学) を後援した。

4) 分科会等の活動

a. 沙漠工学分科会: (2018 年 3 月 31 日現在, 登録者数: 147 名)

会 長: 田島 淳 (東京農業大学)

幹 事: 鈴木伸治 (東京農業大学)

連絡先 (事務局): 〒 156-8502 世田谷区桜丘 1-1-1

東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科

Tel: 03-5477-2351, Fax: 03-5477-2620

E-mail: s4suzuki@nodai.ac.jp

活動実績: 2018 年 3 月 22 日, 東京農業大学世田谷キャンパスにおいて第 31 回講演会を東京農業大学総合研究所沙漠緑化研究部会と共催で開催した。講演会のテーマは『植物の根源に迫る』。演者は以下の通り。(1)「植物の環境適応の過程で“水を取るか, 病害菌から身を守るか” 決め手となっ

た仕組みを解明」, 太治輝昭氏 (東京農業大学), (2) 「生命の根源物質 5- アミノレブリン酸の多彩な応用」, 高橋究氏 (SBI ファーマ株式会社). 参加者 50 名.

- b. 乾燥地農学分科会: (2018 年 3 月 31 日現在, 登録者数: 184 名)

会 長: 石川祐一 (秋田県立大学)

連絡先 (事務局): 〒 914-0041 東京都町田市玉川学園 8-3-23

(株) アースアンドヒューマンコーポレーション 気付

FAX: 018-872-1677

E-mail: owner-cadal@ijnet.or.jp

活動実績: (1) 2016 年 11 月 7 日, 第 26 回講演会「ドローン・ロボットを用いた牧畜への新展開: 熊対策からジビエまで, そして沙漠・草原へ」のテーマで開催した. 話題提供者と演題は川村健介 (国際農林水産業研究センター) 「ドローンを利用した放牧地の管理とその応用に向けた課題」, 栗田英治 (農研機構農村工学研究部門) 「小型 UAV 空撮・三次元化技術を用いた農村ランドスケープの復元」, 齋藤敬 (秋田県立大学) 「動物型ロボットの対動物アバターとしての可能性 ~ 人類と動物の間に立てるか, 特にクマとの間に」押田敏雄 (元麻布大学) 「ジビエの現在と将来・・・」である (以上, 敬称略). 25 名の参加者を得た. (2) 分科会機関紙「CADAL ニュース」第 63 号を 2018 年 3 月 26 日に発行, 185 部を分科会会員ならびに講演会参加者に配布した. (3) 分科会の活動状況をさらに広く周知するための情報発信法として, 分科会 Web ページを学会ホームページ下に移設した. (4) メーリングリストを開設・運用している. 関連する講演会・シンポジウムの開催および参加者の情報提供等に利用されている.

- c. 沙漠誌分科会: (2018 年 3 月 31 日現在, 会員数: 66 名)

会 長: 縄田浩志 (秋田大学国際資源学部)

連絡先 (事務局): 〒 263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学人文社会科学系 渡邊三津子

E-mail: sabakushi.c@gmail.com

活動実績: (1) 2018 年 3 月 15 日 (木), 大東文化会館 3 階 302 号室において, 沙漠誌分科会 2018 (平成 30) 年総会を開催した. (2) 2018 年 3 月 15 日 (木), 大東文化会館 3 階 302 号室において, 沙漠誌分科会研究会「若手研究者による沙漠文化研究の新たな地平」を開催した.

- d. 風送ダスト研究会: (2018 年 3 月 31 日現在, 会員数: 12 名)

会 長: 黒崎泰典 (鳥取大学)

連絡先 (事務局): 〒 680-0001 鳥取市浜坂 1390

鳥取大学 乾燥地研究センター

TEL: 0857-21-7032, FAX: 0857-29-6199

活動実績: 2017 年 7 月 13 日, 鳥取大学乾燥地研究センターにおいて, 文科省特別経費事業「砂漠化地域における地球温暖化への対応に関する研究」(通称: 乾燥地×温暖化プロジェクト) (代表: 山中山典和・鳥取大学乾燥地研究センター), 科学研究費基盤 (S) 「乾燥地災害学の体系化研究」(代表: 篠田雅人・名古屋大学) との共催で研究集会「モンゴルにおける, 気候変動の砂漠化・遊牧・ダストへの影響について考える」を開催した. 発表件数は 5 件, 参加者は 8 名であった. 当日のプログラムは以下の通り. (1) 研究集会趣旨説明 (黒崎泰典, 鳥取大学), (2) (乾燥地×温暖化プロ) 植生班の研究概要: モンゴル草原の温暖化応答が牧畜・ダスト発生に及ぼす影響 (衣笠利彦, 鳥取大学), (3) (乾燥地×温暖化プロ) 植生班の研究概要: モンゴル草原の温暖化に対する種多様性の役割 (吉原佑, 三重大学), (4) 乾燥地災害学から健康学へ (篠田雅人, 名古屋大学), (5) Application of the ecosystem model DAYCENT for assessment of climate change impacts on vegetation in drylands: Past, Present and Future (B. Nandintsetseg, 名古屋大学), (6) 内モンゴル Abag Qi 周辺の受食性を支配する地表面要素解明のための NDVI などの解析 (J. Wu, 鳥取大学), (7) コメント/総合討論.

5) 国内外の研究者・関係機関との交流及び協力

- a. Desert Technology XIII / The 3rd International Conference on Arid Land (2018 年 3 月 12 日~3 月 16 日) を共催した.
- b. 日本地球惑星科学連合での活動.
- c. 地理学連携機構・地理関連学会連合への協力.

(2) 2017 年度決算報告

日本沙漠学会 2017 年度 決算 (案)

(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	費目	決算額	予算額	対予算額増減	備考
収入の部	繰越金	8,123,731	8,123,731		
	会費	2,840,000	2,703,000	137,000	
	1) 入会金	11,000	21,000	-10,000	正会員 5 名・学生会員 6 名
	2) 正会員費	2,464,000	2,232,000	232,000	184 名 (+ 過年度及び前納 124 名)
	3) 学生会員費	105,000	180,000	-75,000	17 名 (+ 過年度及び前納 4 名)
	4) 購読会員費	60,000	70,000	-10,000	6 機関
	5) 賛助会員費	200,000	200,000	0	4 社
	助成金	0	0	0	
	その他収入	128,005	894,880	-766,875	
	1) 出版費	120,000	884,880	-764,880	※ 1 vol26(4)・vol27(3)
2) その他	8,005	10,000	-1,995	利息、印税、DT/ICAL 口座開設資金	
(小計)	2,968,005	3,597,880	-629,875		
合計	11,091,736	11,721,611	-629,875		
支出の部	加盟団体会費	20,000	20,000	0	
	学会誌発行費	2,278,900	2,650,000	-371,100	
	1) 印刷費	1,581,444	1,800,000	-218,556	vol26(4), vol27(1)～vol27(3)
	2) 編集費	600,000	600,000	0	
	3) 発送費	97,456	250,000	-152,544	発送手数料・メール便
	活動準備金	306,526	505,000	-198,474	
	1) 大会預託金	111,323	200,000	-88,677	第 28 回大会 千葉工業大学
	2) シンポジウム預託金	60,203	100,000	-39,797	秋季シンポジウム開催経費
	3) 分科会交付金	135,000	205,000	-70,000	2 分科会 (乾燥地農学 / 沙漠工学)
	表彰費	0	20,000	-20,000	
	会議費	14,189	30,000	-15,811	理事会・評議員会 会場費
	事務運営費	116,982	400,000	-283,018	
	1) 通信・輸送費	31,906	100,000	-68,094	振込手数料 会費請求等郵送代
	2) 印刷費	61,208	100,000	-38,792	総会・会議資料 選挙関連印刷発送費
	3) 事務費	23,868	50,000	-26,132	消耗品費等
	4) 人件費	0	50,000	-50,000	
	5) 交通費	0	50,000	-50,000	
6) 諸雑費	0	50,000	-50,000		
学会業務等外部委託費	498,960	500,000	-1,040		
予備費	21,600	200,000	-178,400	献花代	
その他	2,000	0	2,000	過払い返金, DT/ICAL 口座開設資金	
(小計)	3,259,157	4,325,000	-1,065,843		
次年度繰越金	7,832,579	7,396,611	435,968		
合計	11,091,736	11,721,611	-629,875		

※ 1 DT12 特集号 (vol.26(3)) 分本年度未納 次年度入金予定 524,880 円

(3) 貸借対照表および監査報告

貸借対照表

(2017年4月1日～2018年3月31日)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
郵便振込口座	6,115,878	借入金	0
三菱東京UFJ銀行	1,246,831	次期繰越金	7,832,579
現金	6,223		
三菱東京UFJ銀行(旧)	462,647		
三菱東京UFJ銀行(DT/ICAL月口座)	1,000		
合計	7,832,579	合計	7,832,579

会計監査報告

日本沙漠学会2017年度会計報告に基づき、帳簿・帳票類を監査したところ、適正に運営されたことを確認いたしました。

2018年4月4日

日本沙漠学会 監事 田中 徹
 日本沙漠学会 監事 矢沢 勇樹



2. 日本沙漠学会細則改正の報告

改正前（現行）	改正後
<p style="text-align: center;">日本沙漠学会細則（抜粋）</p> <p>第5章 会務分担</p> <p>第19条 理事の主たる会務分担は下記のとおりとする。</p> <p>総務</p> <p>(1) 会務全般の掌握・進行・整理に関する事項</p> <p>(2) 総会に関する事項</p> <p>(3) 評議員会・理事会の開催に関する事項</p> <p>(4) 国内外の関連学協会との連絡・交流に関する事項</p> <p>(5) 研究助成等に関する事項</p> <p>財務</p> <p>(1) 一般会計処理に関する事項</p> <p>(2) 財政強化に関する事項</p> <p>企画</p> <p>(1) 年会、シンポジウムに関する事項</p> <p>(2) 上記以外の学会の主催あるいは関与する集会、研究活動、事業の企画運営に関する事項</p> <p>(3) 分科会に関する事項</p> <p>(4) 一般社会に対する普及活動の企画・運営に関する事項</p> <p>編集</p> <p>(1) 学会誌・会報・その他の出版物の編集・刊行に関する事項</p> <p>学会賞</p> <p>(1) 学会賞の選考に関する事項</p> <p>第20条 会務分担を遂行するため会務委員会をおくことができる。会務委員会は会長より委嘱された正会員をもって構成する。また、会長は会務の相談にあずかる顧問を委嘱できる。</p> <p>第10章 細則の改廃</p> <p>第35条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。</p> <p>第36条 本学会は事務局を東京農業大学世田谷キャンパス内におく。</p>	<p style="text-align: center;">日本沙漠学会細則（抜粋）</p> <p>第5章 会務分担</p> <p>第19条 理事の主たる会務分担は下記のとおりとする。</p> <p>総務</p> <p>(1) 会務全般の掌握・進行・整理に関する事項</p> <p>(2) 総会に関する事項</p> <p>(3) 評議員会・理事会の開催に関する事項</p> <p>(4) 国内外の関連学協会との連絡・交流に関する事項</p> <p>(5) 研究助成等に関する事項</p> <p>財務</p> <p>(1) 一般会計処理に関する事項</p> <p>(2) 財政強化に関する事項</p> <p><u>(3) 研究助成等に関する事項</u></p> <p>企画</p> <p>(1) 年会、シンポジウムに関する事項</p> <p>(2) 上記以外の学会の主催あるいは関与する集会、研究活動、事業の企画運営に関する事項</p> <p>(3) 分科会に関する事項</p> <p>(4) 一般社会に対する普及活動の企画・運営に関する事項</p> <p>編集</p> <p>(1) 学会誌・会報・その他の出版物の編集・刊行に関する事項</p> <p>学会賞</p> <p>(1) 学会賞の選考に関する事項</p> <p>第20条 会務分担を遂行するため会務委員会をおくことができる。会務委員会は会長より委嘱された正会員をもって構成する。また、会長は会務の相談にあずかる顧問を委嘱できる。<u>顧問は理事会・評議員会・総会において、必要に応じて助言を行う。</u></p> <p>第10章 細則の改廃</p> <p>第35条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。</p> <p><u>第36条 本学会は事務局を株式会社共立内におく。</u></p>

改正前（現行）	改正後
<p>付則</p> <p>(1) 本細則は 1991 年 5 月より発効する。(1991 年 5 月 18 日制定)</p> <p>(2) 本細則は 1995 年 5 月より発効する。(1995 年 5 月 17 日第 34 条, 35 条の改正)</p> <p>(3) 本細則は 1996 年 4 月 1 日より発効する。(1996 年 5 月 21 日第 17 条の改正)</p> <p>(4) 本細則は 1997 年 4 月 1 日より発効する。(1997 年 5 月 31 日第 7,12,17,21 条の改正)</p> <p>(5) 本細則は 1998 年 4 月 1 日より発効する。(1998 年 5 月 15 日第 4,35 条の改正)</p> <p>(6) 本細則は 2002 年 7 月 19 日より発効する。(2002 年 7 月 19 日第 17 条の改正)</p> <p>(7) 本細則は 2003 年 5 月 10 日より発効する。(2003 年 5 月 10 日第 2,3,4,5,6,11,15,17,18,20,22,24,26,27,28,29,30 条の改正)</p> <p>(8) 本細則は 2006 年 5 月 27 日より発効する。(2006 年 5 月 27 日第 16,17,20,21,26,27,28,30,32,33,35 条の改正)</p> <p>(9) 本細則は 2007 年 5 月 19 日より発効する。(2007 年 5 月 19 日第 11 条の改正)</p> <p>(10) 本細則は 2011 年 4 月 21 日より発効する。(2011 年 4 月 21 日学会賞に関する細則追加, 第 9 章, 第 32 条の改正)</p> <p>(11) 本細則は 2013 年 5 月 25 日より発効する。(第 3, 4, 32 条の改正, 第 24, 33 条の新規追加)</p>	<p>付則</p> <p>(1) 本細則は 1991 年 5 月より発効する。(1991 年 5 月 18 日制定)</p> <p>(2) 本細則は 1995 年 5 月より発効する。(1995 年 5 月 17 日第 34 条, 35 条の改正)</p> <p>(3) 本細則は 1996 年 4 月 1 日より発効する。(1996 年 5 月 21 日第 17 条の改正)</p> <p>(4) 本細則は 1997 年 4 月 1 日より発効する。(1997 年 5 月 31 日第 7,12,17,21 条の改正)</p> <p>(5) 本細則は 1998 年 4 月 1 日より発効する。(1998 年 5 月 15 日第 4,35 条の改正)</p> <p>(6) 本細則は 2002 年 7 月 19 日より発効する。(2002 年 7 月 19 日第 17 条の改正)</p> <p>(7) 本細則は 2003 年 5 月 10 日より発効する。(2003 年 5 月 10 日第 2,3,4,5,6,11,15,17,18,20,22,24,26,27,28,29,30 条の改正)</p> <p>(8) 本細則は 2006 年 5 月 27 日より発効する。(2006 年 5 月 27 日第 16,17,20,21,26,27,28,30,32,33,35 条の改正)</p> <p>(9) 本細則は 2007 年 5 月 19 日より発効する。(2007 年 5 月 19 日第 11 条の改正)</p> <p>(10) 本細則は 2011 年 4 月 21 日より発効する。(2011 年 4 月 21 日学会賞に関する細則追加, 第 9 章, 第 32 条の改正)</p> <p>(11) 本細則は 2013 年 5 月 25 日より発効する。(第 3, 4, 32 条の改正, 第 24, 33 条の新規追加)</p> <p><u>(12) 本細則は 2018 年 5 月 26 日より発効する。(第 19, 20, 36 条の改正)</u></p>

3. 日本沙漠学会会則および内規改正について

改正前（現行）	改正後
日 本 沙 漠 学 会 会 則	日 本 沙 漠 学 会 会 則
(名称) 第1条 本学会は日本沙漠学会（The Japanese Association for Arid Land Studies）と称する。	(名称) 第1条 本学会は日本沙漠学会（The Japanese Association for Arid Land Studies）と称する。
(目的) 第2条 本学会は、沙漠に関する研究の発展と理解の深化に寄与するとともに、会員相互間の交流、ならびに国の内外を問わず、関係機関・団体との研究上の連絡、交流をはかることを目的とする。	(目的) 第2条 本学会は、沙漠に関する研究の発展と理解の深化に寄与するとともに、会員相互間の交流、ならびに国の内外を問わず、関係機関・団体との研究上の連絡、交流をはかることを目的とする。
(事業) 第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 年会、分科会および講演会の開催 (2) 沙漠研究に関する情報の収集と交換 (3) 学会誌、会報などの刊行 (4) 学会賞の授与 (5) その他必要な諸事業	(事業) 第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 年会、分科会および講演会の開催 (2) 沙漠研究に関する情報の収集と交換 (3) 学会誌、会報などの刊行 (4) 学会賞の授与 (5) その他必要な諸事業
(会員) 第4条 (1) 会員の種類 本学会は正会員、学生会員、賛助会員、購読会員および名誉会員をもって構成する。 ①正会員：沙漠に関心を持つ個人で、所定の会費を納める者 ②学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生で、所定の会費を納める者 ③賛助会員：本学会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める個人または団体 ④購読会員：学会誌、会報の配布のみを受けるために入会した団体 ⑤名誉会員：本会の発展に著しい貢献をした者のうち、理事会が推薦し総会が承認した者 (2) 本会への入会 本学会へ入会を希望する個人または団体は、本会の定める手続きを経て会員となる。	(会員) 第4条 (1) 会員の種類 本学会は正会員、学生会員、国際会員、賛助会員、購読会員および名誉会員をもって構成する。 ①正会員：沙漠に関心を持つ個人で、所定の会費を納める者 ②学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生で、所定の会費を納める者 ③ <u>国際会員：本学会が主催または共催する国際会議等に参加した外国に居住する個人で、理事会が認めた者</u> ④賛助会員：本学会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める個人または団体 ⑤購読会員：学会誌、会報の配布のみを受けるために入会した団体 ⑥ <u>名誉会員：本会の発展に著しい貢献をした者のうち、理事会が推薦し総会が承認した者</u> (2) 本会への入会 本学会へ入会を希望する個人または団体は、本会の定める手続きを経て会員となる。
(会費) 第5条 年会費は、正会員 8,000 円、学生会員は 5,000 円、賛助会員は一口につき 50,000 円、購読会員は 10,000 円とする。名誉会員については年会費を免除する。なお、入会時に入会金 1,000 円を支払う。	(会費) 第5条 年会費は、正会員 8,000 円、学生会員は 5,000 円、賛助会員は一口につき 50,000 円、購読会員は 10,000 円とする。 <u>国際会員および名誉会員については年会費を免除する。なお、国際会員を除いて、会員は入会時に入会金 1,000 円を支払う。</u>

改正前（現行）	改正後
<p>(会員の権利)</p> <p>第6条 会員は以下の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学会の会員は、本学会のすべての事業に参加することができる。 (2) 本会の正会員は、評議員の選挙権・被選挙権および総会における議決権を有する。 (3) その他の会員の権利は別途定める。 <p>(役員)</p> <p>第7条 本学会に次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 評議員 25名以上 30名以内 (4) 理事 10名以内 (5) 監事 2名 <p>(職務)</p> <p>第8条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長は本学会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれに代わる。 (3) 評議員は会長の諮問に応じる。 (4) 理事は理事会を構成し、本学会の事業の運営に当たる。 (5) 監事は会計を監査する。 <p>(役員を選任)</p> <p>第9条 役員は正会員の中から選出される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 評議員は正会員、名誉会員の投票により25名が選出される。 (2) 会長および理事8名は(1)で選出された評議員の互選により選出される。 (3) 会長は、(1)で選出された評議員に加えて正会員の中から5名を限度に評議員を選任することができる。 (4) 会長は(2)で選出された理事に加えて評議員の中から2名を限度に理事を選任することができる。 (5) 会長は評議員の中から副会長を選任する。 (6) 監事は理事会の推薦を経て、総会において承認される。 (7) 役員が事故その他の理由により役員を辞退しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。辞退した役員が、選出された評議員または理事の場合には、会長は選挙の際の次点者を繰り上げ評議員または理事とすることができる。また、選任された役員が辞退した場合は会長が新たに選任できる。 	<p>(会員の権利)</p> <p>第6条 会員は以下の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学会の会員は、本学会のすべての事業に参加することができる。 (2) 本会の正会員は、評議員の選挙権・被選挙権および総会における議決権を有する。 (3) その他の会員の権利は別途定める。 <p>(役員)</p> <p>第7条 本学会に次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 評議員 25名以上 30名以内 (4) 理事 10名以内 (5) 監事 2名 <p>(職務)</p> <p>第8条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長は本学会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれに代わる。 (3) 評議員は会長の諮問に応じる。 (4) 理事は理事会を構成し、本学会の事業の運営に当たる。 (5) 監事は会計を監査する。 <p>(役員を選任)</p> <p>第9条 役員は正会員の中から選出される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 評議員は正会員、名誉会員の投票により25名が選出される。 (2) 会長および理事8名は(1)で選出された評議員の互選により選出される。 (3) 会長は、(1)で選出された評議員に加えて正会員の中から5名を限度に評議員を選任することができる。 (4) 会長は(2)で選出された理事に加えて評議員の中から2名を限度に理事を選任することができる。 (5) 会長は評議員の中から副会長を選任する。 (6) 監事は理事会の推薦を経て、総会において承認される。 (7) 役員が事故その他の理由により役員を辞退しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。辞退した役員が、選出された評議員または理事の場合には、会長は選挙の際の次点者を繰り上げ評議員または理事とすることができる。また、選任された役員が辞退した場合は会長が新たに選任できる。

改正前（現行）	改正後
<p>(任期)</p> <p>第10条 役員の任期は総会開催日までの3年間とする。ただし、再任されることができる。なお、第7条に定める同一役職において連続した任期は2期を限度とするが、評議員はこの限りでない。</p> <p>(細則および内規)</p> <p>第11条 本学会の運営に関し必要な事項は、細則および内規において定める。その他定めのない事項については、理事会が別途定める。</p> <p>(会則の変更)</p> <p>第12条 本会則の改廃は、総会の決議をうるものとする。</p> <p>付則</p> <p>(1) 本会則は1990年5月より発効する。(1990年5月18日制定)</p> <p>(2) 本会則は1993年5月より発効する。(1993年5月17日 第8条の改正)</p> <p>(3) 本会則は1995年4月1日より発効する。(1995年5月20日第9条の改正)</p> <p>(4) 本会則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第4条の改正)</p> <p>(5) 本会則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第3,4,6,7,8条の改正)</p> <p>(6) 本会則は2000年4月1日より発効する。(2000年5月21日第6,8,9条の改正)</p> <p>(7) 本会則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第4条の改正)</p> <p>(8) 本会則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第3,4,7,9,10条, 内規の改正)</p> <p>(9) 本会則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第4,5,6,7,8,9条, 内規の改正)</p> <p>(10) 本会則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第4,5,9,11条, 内規の改正)</p> <p>(11) 本会則は2013年5月25日より発効する。(2013年5月25日 第4,5,6条の改正)</p> <p>(12) 団体会員の削除に伴い、新規入会者には必要に応じて団体会員の呼称を認め、その権能は賛助会員(団体)と同一とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第10条 役員の任期は総会開催日までの3年間とする。ただし、再任されることができる。なお、第7条に定める同一役職において連続した任期は2期を限度とするが、評議員はこの限りでない。</p> <p>(細則および内規)</p> <p>第11条 本学会の運営に関し必要な事項は、細則および内規において定める。その他定めのない事項については、理事会が別途定める。</p> <p>(会則の変更)</p> <p>第12条 本会則の改廃は、総会の決議をうるものとする。</p> <p>付則</p> <p>(1) 本会則は1990年5月より発効する。(1990年5月18日制定)</p> <p>(2) 本会則は1993年5月より発効する。(1993年5月17日 第8条の改正)</p> <p>(3) 本会則は1995年4月1日より発効する。(1995年5月20日第9条の改正)</p> <p>(4) 本会則は1996年4月1日より発効する。(1996年5月21日第4条の改正)</p> <p>(5) 本会則は1997年4月1日より発効する。(1997年5月31日第3,4,6,7,8条の改正)</p> <p>(6) 本会則は2000年4月1日より発効する。(2000年5月21日第6,8,9条の改正)</p> <p>(7) 本会則は2002年7月19日より発効する。(2002年7月19日第4条の改正)</p> <p>(8) 本会則は2003年5月10日より発効する。(2003年5月10日第3,4,7,9,10条, 内規の改正)</p> <p>(9) 本会則は2006年5月27日より発効する。(2006年5月27日第4,5,6,7,8,9条, 内規の改正)</p> <p>(10) 本会則は2007年5月19日より発効する。(2007年5月19日第4,5,9,11条, 内規の改正)</p> <p>(11) 本会則は2013年5月25日より発効する。(2013年5月25日 第4,5,6条の改正)</p> <p>(12) 団体会員の削除に伴い、新規入会者には必要に応じて団体会員の呼称を認め、その権能は賛助会員(団体)と同一とする。</p> <p>(13) 本会則は2018年5月26日より発効する。(2018年5月26日 第4,5条の改正)</p>

改正前（現行）	改正後
日 本 沙 漠 学 会 内 規	日 本 沙 漠 学 会 内 規
<p>第1条 会員年度に関する内規 会員資格の有効期限は6月1日から1年間とし、これを会員年度と呼ぶ。特に会員からの事前の申し出がない限り、会員資格は自動的に1年間更新されるものとする。ただし、学生会員については、事前の会員資格と会費納入が確認された場合のみ延長を認める。</p>	<p>第1条 会員年度に関する内規 会員資格の有効期限は6月1日から1年間とし、これを会員年度と呼ぶ。特に会員からの事前の申し出がない限り、会員資格は自動的に1年間更新されるものとする。ただし、学生会員については、事前の会員資格と会費納入が確認された場合のみ延長を認める。</p>
<p>第2条 入退会に関する内規</p> <p>(1) 入会を希望するものは、入会の時期にかかわらず、その年度の会費を納入する。総務は財務と連携し、会費の納入を確認後、理事会に報告するとともに本人に入会承認を連絡する。</p> <p>(2) 本学会を退会しようとするものは、当該年度までの会費を完納していなければならない。総務は財務と連携し、会費の納入状況を確認後退会届を受理し、年度末で退会とする。結果を理事会に報告するとともに、本人に受理を連絡する。</p>	<p>第2条 入退会に関する内規</p> <p>(1) 入会を希望するものは、入会の時期にかかわらず、その年度の会費を納入する。総務は財務と連携し、会費の納入を確認後、理事会に報告するとともに本人に入会承認を連絡する。</p> <p>(2) 本学会を退会しようとするものは、当該年度までの会費を完納していなければならない。総務は財務と連携し、会費の納入状況を確認後退会届を受理し、年度末で退会とする。結果を理事会に報告するとともに、本人に受理を連絡する。</p>
<p>第3条 学生会員に関する内規 評議員の選挙権、被選挙権および総会における議決権を有しないほかは、定めのない限り正会員と同等の権利を有する。</p>	<p>第3条 学生会員に関する内規 評議員の選挙権、被選挙権および総会における議決権を有しないほかは、定めのない限り正会員と同等の権利を有する。</p>
<p>第4条 賛助会員（個人）に関する内規 正会員と同等の権利を有する。</p>	<p>第4条 <u>国際会員に関する内規</u> <u>評議員の選挙権、被選挙権および総会における議決権を有しないほかは、定めのない限り正会員と同等の権利を有する。ただし、学会誌や日本語による案内は郵送されない。</u></p>
<p>第5条 賛助会員（団体）に関する内規</p> <p>(1) 学会誌・ニューズレターは、発行のつど5部が配布される。</p> <p>(2) 代表者5名までが、学術大会等学会行事に正会員と同様に出席することができ、参加費は正会員と同等とする。</p> <p>(3) 学会誌に無料で広告を掲載することができる。1口につき年1回無料とし、2回目以降は35,000円とする。完全版下を提出するものとし、学会にて版下を製作する場合は、実費を会員が負担する。</p> <p>(4) 学会誌の巻末に、賛助会員リスト（会員名・所在地・電話・FAX等）を掲載する。</p> <p>(5) 賛助会員の会費は、本部会計に帰属する。ただし、最大70%は会員の指定する分科会に交付金の一部として配分することができる。</p>	<p>第5条 賛助会員（個人）に関する内規 正会員と同等の権利を有する。</p> <p>第6条 賛助会員（団体）に関する内規</p> <p>(1) 学会誌・ニューズレターは、発行のつど5部が配布される。</p> <p>(2) 代表者5名までが、学術大会等学会行事に正会員と同様に出席することができ、参加費は正会員と同等とする。</p> <p>(3) 学会誌に無料で広告を掲載することができる。1口につき年1回無料とし、2回目以降は35,000円とする。完全版下を提出するものとし、学会にて版下を製作する場合は、実費を会員が負担する。</p> <p>(4) 学会誌の巻末に、賛助会員リスト（会員名・所在地・電話・FAX等）を掲載する。</p> <p>(5) 賛助会員の会費は、本部会計に帰属する。ただし、最大70%は会員の指定する分科会に交付金の一部として配分することができる。</p>

改正前（現行）	改正後
<p>第6条 名誉会員に関する内規</p> <p>(1) 名誉会員推薦の基準は、会長、副会長経験者など役員を通算10年以上勤めた満65才以上の者とする。</p> <p>(2) 名誉会員は評議員の被選挙権を有しないほかは、正会員と同等の権利を有する。</p>	<p>第7条 名誉会員に関する内規</p> <p>(1) 名誉会員推薦の基準は、会長、副会長経験者など役員を通算10年以上勤めた満65才以上の者とする。</p> <p>(2) 名誉会員は評議員の被選挙権を有しないほかは、正会員と同等の権利を有する。</p>
<p>第7条 評議員選挙に関する内規</p> <p>(1) 選挙は国内に連絡先を有する正会員、名誉会員により行われる。</p> <p>(2) 選挙にあたっては、正会員、名誉会員から事前に現評議員以外の候補者の推薦を受ける。10名以上の正会員、名誉会員からの推薦があった被推薦者の内、推薦者の多い被推薦者から順に5名（なお、5位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古い者を、また会員歴が同一であった場合には年齢の高い者を候補者とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで候補者を決める。）以内を現評議員に加えて候補者（35名以内）とする。</p> <p>(3) 開票は正会員、名誉会員の立ち合いを認め、上位より25名を当選とする。</p> <p>なお、25位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古いものを、また会員歴が同一であった場合には年齢の高いものを当選とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで当選者を決める。</p> <p>(4) 選挙事務の手順については、理事会が別途定める。</p>	<p>第8条 評議員選挙に関する内規</p> <p>(1) 選挙は国内に連絡先を有する正会員、名誉会員により行われる。</p> <p>(2) 選挙にあたっては、正会員、名誉会員から事前に現評議員以外の候補者の推薦を受ける。10名以上の正会員、名誉会員からの推薦があった被推薦者の内、推薦者の多い被推薦者から順に5名（なお、5位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古い者を、また会員歴が同一であった場合には年齢の高い者を候補者とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで候補者を決める。）以内を現評議員に加えて候補者（35名以内）とする。</p> <p>(3) 開票は正会員、名誉会員の立ち合いを認め、上位より25名を当選とする。</p> <p>なお、25位に相当する者が複数の場合は会員歴のより古いものを、また会員歴が同一であった場合には年齢の高いものを当選とする。以上によっても同一の場合には、くじ引きで当選者を決める。</p> <p>(4) 選挙事務の手順については、理事会が別途定める。</p>
<p>第8条 分科会交付金に関する内規</p> <p>交付金は総会における予算承認後、分科会からの申請により交付・執行される。交付金に余剰が出た場合、年度末をもって本部会計に繰り入れる。</p>	<p>第9条 分科会交付金に関する内規</p> <p>交付金は総会における予算承認後、分科会からの申請により交付・執行される。交付金に余剰が出た場合、年度末をもって本部会計に繰り入れる。</p>
<p>第9条 日本沙漠学会学会賞、学術論文賞、進歩賞および奨励賞に関する内規</p> <p>(1) 日本沙漠学会学会賞は、本学会において学術かつ事業活動に顕著な業績を挙げた会員に授与する。</p> <p>(2) 日本沙漠学会学術論文賞は、「沙漠研究」に掲載された論文により乾燥・半乾燥地に関する学術上の顕著な業績を挙げた会員に授与する。</p> <p>(3) 日本沙漠学会進歩賞は、乾燥・半乾燥地に関する技術的、実践的な業績を挙げた会員または会員を含む団体に授与する。</p> <p>(4) 日本沙漠学会奨励賞は、乾燥・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与する。この場合の受賞者は、原則として、当該年度において35歳以下の会員とする。なお、35歳を超えた会員を奨励賞に推薦する場合には、その理由書を添付する。</p>	<p>第10条 日本沙漠学会学会賞、学術論文賞、進歩賞および奨励賞に関する内規</p> <p>(1) 日本沙漠学会学会賞は、本学会において学術かつ事業活動に顕著な業績を挙げた会員に授与する。</p> <p>(2) 日本沙漠学会学術論文賞は、<u>学会誌</u>「沙漠研究」に掲載された論文により乾燥・半乾燥地に関する学術上の顕著な業績を挙げた会員に授与する。</p> <p>(3) 日本沙漠学会進歩賞は、乾燥・半乾燥地に関する技術的、実践的な業績を挙げた会員または会員を含む団体に授与する。</p> <p>(4) 日本沙漠学会奨励賞は、乾燥・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与する。この場合の受賞者は、原則として、当該年度において35歳以下の会員とする。なお、35歳を超えた会員を奨励賞に推薦する場合には、その理由書を添付する。</p>

改正前（現行）	改正後
<p>(5) 選考は、学会賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行い、理事会の承認を経て、学術大会中に授与する。</p> <p>(6) 授賞は、原則として各賞について当該年度1件とする。</p> <p>(7) 受賞者に対しては、賞状を授与する。</p> <p>(8) 受賞者に対しては、副賞として「片倉もとこ賞」（メダル）を授与する。なお、この授与は故片倉もとこ名誉会員からの寄付に基づいて製作されたメダルの在庫が無くなった時点で終了する。</p> <p>(9) 受賞候補者の推薦者は、候補者の業績および推薦書を推薦期限までに審査委員会（幹事）宛に郵送してなければならない。推薦者の資格は会員とし、「自薦」は含まない。なお、審査委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>(10) 受賞候補者の関係者（論文共著者、指導教員など）に審査委員が含まれている場合は、審査の公正性・独立性の面からその審査委員にはなれない。なお、代替の委員は副会長もしくは理事から選ぶ。</p>	<p>(5) 選考は、学会賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行い、理事会の承認を経て、学術大会中に授与する。</p> <p>(6) 授賞は、原則として各賞について当該年度1件とする。</p> <p>(7) 受賞者に対しては、賞状を授与する。</p> <p>(8) 受賞者に対しては、副賞として「片倉もとこ賞」（メダル）を授与する。なお、この授与は故片倉もとこ名誉会員からの寄付に基づいて製作されたメダルの在庫が無くなった時点で終了する。</p> <p>(9) 受賞候補者の推薦者は、候補者の業績および推薦書を推薦期限までに審査委員会（幹事）宛に郵送してなければならない。推薦者の資格は会員とし、「自薦」は含まない。なお、審査委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>(10) 受賞候補者の関係者（論文共著者、指導教員など）に審査委員が含まれている場合は、審査の公正性・独立性の面からその審査委員にはなれない。なお、代替の委員は副会長もしくは理事から選ぶ。</p>
<p>第10条 特別顕彰に関する内規</p>	<p>第11条 特別顕彰に関する内規</p>
<p>(1) 日本沙漠学会は、本学会の学術あるいは運営・活動・発展に貢献した会員、個人、団体等に対して、以下の特別顕彰（以下、顕彰）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・功績賞：顕著な学術的功績を挙げた会員。 ・功労賞：原則15年以上の正会員歴を有する65歳以上の正会員で、長年に渡り本学会に功労した会員。 ・感謝状：本学会の運営・活動・発展に貢献した個人、団体等。 <p>(2) 上記の顕彰は学会賞審査委員会（以下、審査委員会）においてその選考を行う。</p> <p>(3) 審査委員会は顕彰候補者を選び、選考理由を付して会長に報告する。</p> <p>(4) 審査委員が候補者に含まれていた場合には、審査委員から外れるものとする。その場合、副会長もしくは理事から1名を臨時審査委員として補充し、改めて選考を行う。</p> <p>(5) 会長は、審査委員会が選考した候補者について、理事会にて承認された場合、顕彰者として本人に文書で通知をする。</p> <p>(6) 授賞式は総会または総会終了後に行う。顕彰者には賞状等を授与する。</p>	<p>(1) 日本沙漠学会は、本学会の学術あるいは運営・活動・発展に貢献した会員、個人、団体等に対して、以下の特別顕彰（以下、顕彰）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・功績賞：顕著な学術的功績を挙げた会員。 ・功労賞：原則15年以上の正会員歴を有する65歳以上の正会員で、長年に渡り本学会に功労した会員。 ・感謝状：本学会の運営・活動・発展に貢献した個人、団体等。 <p>(2) 上記の顕彰は学会賞審査委員会（以下、審査委員会）においてその選考を行う。</p> <p>(3) 審査委員会は顕彰候補者を選び、選考理由を付して会長に報告する。</p> <p>(4) 審査委員が候補者に含まれていた場合には、審査委員から外れるものとする。その場合、副会長もしくは理事から1名を臨時審査委員として補充し、改めて選考を行う。</p> <p>(5) 会長は、審査委員会が選考した候補者について、理事会にて承認された場合、顕彰者として本人に文書で通知をする。</p> <p>(6) 授賞式は総会または総会終了後に行う。顕彰者には賞状等を授与する。</p>

改正前（現行）	改正後
<p>第 11 条 学術大会ベストポスター賞に関する内規</p> <p>(1) 本学会は、若手研究者の育成と本学会入会への動機づけのために、学術大会で優秀なポスター発表を行った若手会員に日本沙漠学会学術大会ベストポスター賞を会長名で授与する。</p> <p>(2) 受賞候補者は、原則として、当該年度において満 35 歳以下の発表者とし学部生、大学院生と大学院修了・中退後 3 年未満の者などとする。なお、受賞候補者は、会員で、かつポスターの説明者とし、第一著者でなくてもよい。さらに、当該年度において 36 歳以上の会員が受賞候補者としての選考を希望する場合には、その理由書を学会賞審査委員会（以下、審査委員会）（幹事）宛に郵送してなければならない。</p> <p>(3) 対象分野 本賞の対象分野賞は理系、複合系からそれぞれ 1 件を選出する。選考対象の発表がない場合は該当なしとする。なお、受賞候補該当者は、発表申込時に、どの系での審査を希望するか明記することとする。</p> <p>(4) 審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会賞審査委員会から委嘱された採点者が行う。 ・採点者は、学会に参加した理事会メンバー、評議員、編集委員、大会実行委員などから 10 名程度とする。ただし、共著者などは当該発表の採点に加わることはできない。 ・採点者は、以下の 2 項目について、それぞれ 6 段階評価（0～5 点）で採点し、その合計点（満点 10 点）をもって最終的な採点者の評価とする。 <p>a. 研究内容（目的・意義、研究方法、結果・考察、成果、発展性など）</p> <p>b. ポスター表現とポスターを用いての説明技術、熱意など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点者は、ポスター発表のコアタイム終了の 10 分前までに審査を終了し、採点用紙を学会賞審査委員会へ提出する。 ・審査結果の集計は学会賞審査委員会が実施し、提出された採点者の平均評価値が最も高いものを受賞者とする。なお、同点の場合は研究歴の少ない者を選ぶ（学部生が一番下位である）。 <p>(5) 審査結果 審査結果の発表は、原則として大会中に行う。</p> <p>(6) 表彰授与 賞状は後日、受賞者へ郵送する。</p>	<p>第 12 条 学術大会ベストポスター賞に関する内規</p> <p>(1) 本学会は、若手研究者の育成と本学会入会への動機づけのために、学術大会で優秀なポスター発表を行った若手会員に日本沙漠学会学術大会ベストポスター賞を会長名で授与する。</p> <p>(2) 受賞候補者は、原則として、当該年度において満 35 歳以下の発表者とし学部生、大学院生と大学院修了・中退後 3 年未満の者などとする。なお、受賞候補者は、会員で、かつポスターの説明者とし、第一著者でなくてもよい。さらに、当該年度において 36 歳以上の会員が受賞候補者としての選考を希望する場合には、その理由書を学会賞審査委員会（以下、審査委員会）（幹事）宛に郵送してなければならない。</p> <p>(3) 対象分野 本賞の対象分野賞は理系、複合系からそれぞれ 1 件を選出する。選考対象の発表がない場合は該当なしとする。なお、受賞候補該当者は、発表申込時に、どの系での審査を希望するか明記することとする。</p> <p>(4) 審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会賞審査委員会から委嘱された採点者が行う。 ・採点者は、学会に参加した理事会メンバー、評議員、編集委員、大会実行委員などから 10 名程度とする。ただし、共著者などは当該発表の採点に加わることはできない。 ・採点者は、以下の 2 項目について、それぞれ 6 段階評価（0～5 点）で採点し、その合計点（満点 10 点）をもって最終的な採点者の評価とする。 <p>a. 研究内容（目的・意義、研究方法、結果・考察、成果、発展性など）</p> <p>b. ポスター表現とポスターを用いての説明技術、熱意など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点者は、ポスター発表のコアタイム終了の 10 分前までに審査を終了し、採点用紙を学会賞審査委員会へ提出する。 ・審査結果の集計は学会賞審査委員会が実施し、提出された採点者の平均評価値が最も高いものを受賞者とする。なお、同点の場合は研究歴の少ない者を選ぶ（学部生が一番下位である）。 <p>(5) 審査結果 審査結果の発表は、原則として大会中に行う。</p> <p>(6) 表彰授与 賞状は後日、受賞者へ郵送する。</p>

改正前（現行）	改正後
<p>付則</p> <p>(1) 本内規は 1991 年 5 月より発効する。（1991 年 5 月 18 日制定）</p> <p>(2) 本内規は 2003 年 5 月 10 日より発効する。（2003 年 5 月 10 日改正，団体会員に関する内規および賛助会員に関する内規の追加）</p> <p>(3) 本内規は 2006 年 5 月 27 日より発効する。（2006 年 5 月 27 日第 1,2,3,4 条の改正）</p> <p>(4) 本内規は 2007 年 5 月 19 日より発効する。（2007 年 5 月 19 日第 1,2 条の改正）</p> <p>(5) 本内規は 2011 年 4 月 21 日より発効する。（2011 年 4 月 21 日改正，日本沙漠学会学会賞，学術論文賞，進歩賞および奨励賞，特別顕彰および学術大会ベストポスター賞に関する内規の追加）</p> <p>(6) 本内規は 2013 年 5 月 25 日より発効する。（2013 年 5 月 25 日改正，第 1,2,3,4,5,6,8 条の改正および新規追加）</p> <p>(7) 本内規は 2014 年 4 月 18 日より発効する。（2014 年 4 月 18 日改正，第 9 条の改正）</p>	<p>付則</p> <p>(1) 本内規は 1991 年 5 月より発効する。（1991 年 5 月 18 日制定）</p> <p>(2) 本内規は 2003 年 5 月 10 日より発効する。（2003 年 5 月 10 日改正，団体会員に関する内規および賛助会員に関する内規の追加）</p> <p>(3) 本内規は 2006 年 5 月 27 日より発効する。（2006 年 5 月 27 日第 1,2,3,4 条の改正）</p> <p>(4) 本内規は 2007 年 5 月 19 日より発効する。（2007 年 5 月 19 日第 1,2 条の改正）</p> <p>(5) 本内規は 2011 年 4 月 21 日より発効する。（2011 年 4 月 21 日改正，日本沙漠学会学会賞，学術論文賞，進歩賞および奨励賞，特別顕彰および学術大会ベストポスター賞に関する内規の追加）</p> <p>(6) 本内規は 2013 年 5 月 25 日より発効する。（2013 年 5 月 25 日改正，第 1,2,3,4,5,6,8 条の改正および新規追加）</p> <p>(7) 本内規は 2014 年 4 月 18 日より発効する。（2014 年 4 月 18 日改正，第 9 条の改正）</p> <p><u>(8) 本内規は 2018 年 5 月 26 日より発効する。（2018 年 5 月 26 日改正，第 4 条の国際会員に関する内規の追加，第 10 条の改正）</u></p>

4. 2018 年度事業計画及び予算（案）

(1) 2018 年度事業計画（案）

1) 会務

a. 会員 2018 年 4 月 1 日現在，会員数は以下の通り。

名誉会員：安部征雄 門村 浩 都留信也 真木太一（4 名）

正会員：271 名 学生会員：21 名

賛助会員：4 社 購読会員：6 機関

b. 会議

(a) 日本沙漠学会 2018 年度総会：2018 年 5 月 26 日（土）石巻専修大学にて開催。

(b) 評議員会：2018 年 4 月 14 日（土）人形町区民館において既に開催。（第 31 回）。

(c) 理事会：2018 年 4 月 14 日（土）人形町区民館において既に開催。（第 134 回）。他 4 回の開催。

(d) 総務委員会：適宜開催する。

(e) 財務委員会：適宜開催する。

(f) 編集委員会：2018 年 5 月 25 日（金）石巻グランドホテルにて拡大編集委員会を開催。他適宜開催する。学会誌の冊子体の在り方，および Web 書誌データベースへの掲載について検討する。

(g) 企画委員会：適宜開催する。

(h) 学会賞審査委員会：2018 年 5 月 26 日（土），第 29 回学術大会におけるベストポスター賞の審査を行う。また委員会を適宜開催する。

(i) 国際会議開催ルールの整備等に関する検討委員会 適宜開催する。

(j) 30 周年記念事業推進委員会 適宜開催する。

(k) 学会会員数減少への対策検討委員会 適宜開催する。

(l) 会則等改定委員会：会長の要請により適宜開催する。

2) 刊行物

- a. 日本沙漠学会誌「沙漠研究」: Vol. 28 No. 1 (2018年6月), Vol. 28 No. 2 (2018年9月), Vol. 28 No. 3 (2018年12月), Vol. 28 No. 4 (2019年3月)
- b. ニュースレター「おあしす」: No. 102 (2018年6月), No. 103 (2018年9月), No. 104 (2018年12月), No. 105 (2019年3月)
- c. 日本沙漠学会講演要旨集: 第29集 (第29回学術大会, 2018年5月26~5月27日)
- d. Web ニュースレターの適宜発行.
- e. 日本沙漠学会ホームページの適宜更新, 入会案内の更新.

3) 講演会の開催

- a. 第29回学術大会: 2018年5月26日(土)~5月27日(日) 石巻専修大学にて開催 (研究発表会・総会・学会賞授与・シンポジウム等).
- b. 秋季シンポジウム: 2018年10月27日(土)に鹿児島大学にて開催予定.
- c. その他: 第25回風工学シンポジウム (2018年12月3日~5日, 東京工業大学 大岡山キャンパス) の協賛. 適宜ミニシンポジウムを開催.

4) 分科会講演会等の活動

- a. 沙漠工学分科会: 2018年12月に第32回沙漠工学分科会講演会を開催. 分科会会員と関連団体組織等との交流 (共同研究など).
- b. 乾燥地農学分科会: 2018年11月に第27回乾燥地農学講演会を開催. 分科会機関誌「CADAL ニュース」64号を発行. ホームページの情報更新を行なう. メーリングリストにおける情報交換をさらに拡充. その他, 分科会会員の要望を集約し, 新たな体制強化を図る.
- c. 沙漠誌分科会: 2019年3月をめどに沙漠誌分科会2019年総会を開催予定. ・年度内に1~2回の研究会を開催予定. ・2018年3月15日開催の研究会「若手研究者による沙漠文化研究の新たな地平」の発表者による寄稿を中心として, 6月をめどに第5号を発行予定.
- d. 風送ダスト研究会: 風送ダスト研究会を開催する (1回程度).

5) 国内外の研究者・関係機関との交流及び協力

- a. 日本地球惑星科学連合活動への協力.
- b. 地理学連携機構・地理関連学会連合活動への協力.
- c. その他 国内外の講演会等への協力・関係機関との交流及び協力.

6) その他本会の目的達成のための事業

- ・必要な事業を随時開催.

(2) 2018 年度予算 (案)

日本沙漠学会 2018 年度 予算 (案)

(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	費目	予算額	前年度決算額	対前年度額増減	備考
収入の部	繰越金	7,832,579	7,832,579	-	
	会費	2,574,000	2,840,000	-266,000	
	1) 入会金	21,000	11,000	10,000	
	2) 正会員費	2,168,000	2,464,000	-296,000	正会員数 (2018.4.1 現在) 271 名
	3) 学生会員費	125,000	105,000	20,000	前年度学生会員 21 名
	4) 購読会員費	60,000	60,000	0	6 機関
	5) 賛助会員費	200,000	200,000	0	4 社
	その他収入	370,000	128,005	241,995	
	1) 出版費	360,000	120,000	240,000	原著論文 2 報×4 号
	2) その他	10,000	8,005	1,995	利息, 沙漠の事典印税等
	(小計)	2,944,000	2,968,005	-24,005	
	合計	10,776,579	11,091,736	-315,157	
支出の部	加盟団体年会費	10,000	20,000	-10,000	日本地球惑星科学連合団体年会費
	学会誌発行費	1,700,000	2,278,900	-578,900	
	1) 印刷費	1,400,000	1,581,444	-181,444	「沙漠研究」年間 4 号発行
	2) 編集費	200,000	600,000	-400,000	「沙漠研究」年間 4 号編集
	3) 発送費	100,000	97,456	2,544	発送手数料・メール便・郵送料 (EMS 含む)
	活動準備金	505,000	306,526	198,474	
	1) 大会預託金	200,000	111,323	88,677	学術大会開催経費
	2) シンポジウム預託金	100,000	60,203	39,797	シンポジウム開催経費
	3) 分科会交付金	205,000	135,000	70,000	3 分科会
	表彰費	20,000	0	20,000	学術賞表彰状作成
	会議費	30,000	14,189	15,811	評議員会・理事会経費
	事務運営費	400,000	116,982	283,018	
	1) 通信・輸送費	100,000	31,906	68,094	振込手数料 会費請求等郵送代
	2) 印刷費	100,000	61,208	38,792	総会・会議資料
	3) 事務費	50,000	23,868	26,132	消耗品費等
	4) 人件費	50,000	0	50,000	
	5) 交通費	50,000	0	50,000	
	6) 諸雑費	50,000	0	50,000	Web サーバー管理費等
	学会業務等外部委託費	498,960	498,960	0	
30 周年記念事業準備金	1,700,000	0	1,700,000	記念大会・式典費用, 記念事業費用	
予備費	200,000	21,600	178,400	通常経費の約 5% 程度	
その他	0	2,000	-2,000		
	(小計)	5,063,960	3,259,157	1,804,803	
	次年度繰越金	5,712,619	7,832,579	-2,119,960	
	合計	10,776,579	11,091,736	-315,157	

4. 学会賞審査報告

該当者なし。

5. その他

日本沙漠学会・第29回学術大会 - 報告 (大会運営委員会報告)

日本沙漠学会第29回学術大会が、石巻専修大学において、2018年5月26日(土)～27日(日)に開催されました。また本大会公開シンポジウムは、「明日に架ける橋 ～被災地からの情報発信～」と題して、石巻専修大学を会場に行われました。

第26回学術大会

期日：2018年5月26日(土)～27日(日)

場所：石巻専修大学

プログラム

5月26日(土)

研究発表会・セッション1
研究発表会・セッション2
ポスター発表コアタイム
総会
公開シンポジウム
懇親会

5月27日(日)

研究発表会・セッション3
研究発表会・セッション4
エクスカージョン

学術大会の概要

本大会では、4つのセッションを設けて研究発表会を行い、口頭発表14件、ポスター発表10件がありました。研究対象地は、多い順に、モンゴル3件、中国2件、オーストラリア2件、アルジェリア1件、モーリタニア1件、エチオピア1件、ウガンダ1件、ジブチ1件、ボツワナ1件、アフリカ全域1件、パレスチナ1件、イラン1件、カザフスタン1件、日本1件、ミャンマー1件、インドネシア1件、その他場所を特定しないもの3件でした。

参加者数は48名(うち学生会員10名、会員以外2名)でした。なお、次回の学術大会開催地は、東京農業大学となりました。

学会賞

2017年度日本沙漠学会賞は、残念ながら該当者がいませんでした。

ベストポスター賞

ベストポスター賞には、筑波大学の高橋健吾会員他「モンゴルの耕作放棄地における在来種の播種を用いた草原修復」と千葉大学大学院の廣田千恵子会員「モンゴル国カザフ牧畜民によるフェルト敷物「サルマック」の製作技法—製作過程からみる現代的文化変容の分析—」が受賞しました。

【ベストポスター賞受賞者のコメント】

この度は、大変名誉ある賞を頂き、誠にありがとうございます。研究をご指導頂いた川田先生を始め、関係者皆様に感謝申し上げます。本研究は沙漠の緑化の一助になると考えており、今回の評価は研究を進めるうえで大きな自信となりました。今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。 高橋健吾

この度は日本沙漠学会第29回ポスター賞にお選びいただき誠にありがとうございます。初のポスター制作でしたが、皆様に研究内容をご覧いただき、沢山のご指摘をいただけて大変勉強になりました。今回の反省点を活かし、今後も研究活動に邁進します。最後になりましたが、ご指導くださった先生方に心より感謝の意を表します。

廣田千恵子



ベストポスター賞を受賞した高橋健吾会員(中央)と廣田千恵子会員(右)。吉川会長(左)と懇親会会場にて

公開シンポジウム

公開シンポジウムは、「明日に架ける橋 ～被災地からの情報発信～」と題して、石巻専修大学を会場に行われました。まず本大会実行委員長の依田清胤（石巻専修大学）より、公開シンポジウムの趣旨として、東日本大震災の最大の被災地となった石巻から震災後の復興に関わる様々な活動に関して情報を発信する旨を説明し、以降の司会進行を務めました。演者は石巻専修大学に所属あるいはゆかりの研究者4名にお願いしました。

まず、太田尚志先生（石巻専修大学理工学部）より、「海の沙漠に陸の沙漠がもたらすもの」と題して、海洋域における植物プランクトンの現存量が極めて低い“外洋表層の沙漠”に関する現象を紹介いただきました。地球の外洋域には、植物プランクトンの光合成活動の制限因子となる窒素やリンなどの無機栄養素が恒常的に枯渇するため植物量が少ないLNLC海域と、主要栄養素が十分量残存しているにもかかわらず植物プランクトンの現存量が少ないHNLC海域とが存在し、両者に共通しているのが微量元素である鉄が不足している点であること、これら恒常的にさばく状態であるとされてきた海域でも栄養塩濃度や植物プランクトン群集の動態に季節的な変動がみられること、このような環境変動に大きな影響を及ぼしているのが大気を通して海洋表面へ輸送されるエアロゾルであり、陸域の沙漠からもたらされる鉱物粒子がその最大の供給源であることなどが紹介いただきました。

次いで、益満環先生（石巻専修大学経営学部）より、「オープンデータを活用した地域活性化の取組」と題し、東日本大震災からの復興としての街づくりにオープンデータを活用する試みについて紹介いただきました。オープンデータとは、“政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する公共データは国民共有の財産であり、新たな価値を生み出すうえで、国民や企業等が利用しやすいように機械判読に適した形式で二次利用可能なルールの下で公開される”べきものである、との視点から、国内外でのオープンデータの様々な活用事例をご紹介いただきました。また震災の被災地である石巻におけるオープンデータの活用事例として、インターネットを介した7つのシステム（交通事故発生情報マップ、犯罪発生情報マップ、病院マップ、AEDマップ、宿泊施設マップ、避難所マップ、魚釣りマップ）の構築に関する研究事例をご紹介いただきました。

3人目として、山内武巳先生（石巻専修大学人間学部）より、「特殊環境下の人の生体応答」と題し、低酸素と冷水浸漬に曝された場合の人の反応について紹介いただきました。高地などの低酸素環境下では血中ヘモグロビン濃度が増加し、この生理機序として造血系における赤血球産生の増加によるヘモグロビン濃度の調節と血漿量の変動によってヘモグロビン濃度を増減させる体液調節系とがあること、利尿作用を介した体液・ナトリウム貯留と急性高山病発症リスクとが関連すること、津波被害や水難事故にともなう冷水浸漬への暴露と偶発性低体温症との関連に関する研究が進められていることなどについて紹介いただきました。

最後に、石川春樹先生（IITA, ナイジェリア）より、「“Beyond a droughty summer” –アフリカ半乾燥地帯に適した極早生ササゲ新品種の導入スキームの紹介-」と題して、西・中央アフリカの伝統的な植物であるササゲを用いた、サブサハラ半乾燥地域における小規模農家の農業生産性向上に関する試みをご紹介いただきました。国際熱帯農業研究所（International Institute of Tropical Agriculture, IITA）において、早生/極早生系統のササゲ導入計画に基づき、農村単位での普及システムとして地域の推奨品種を迅速にササゲ農家に普及させるための体系構築の事例として、農民参加型選抜を利用した地域に最も適した品種の選択、農村単位で認証種子の供給体制の確立、農村内のササゲ生産農家の改良品種・栽培技術への理解の改善を同時に実施することによる成功事例をご紹介いただきました。

懇親会

公開シンポジウム終了後、石巻グランドホテルで41名の参加者による立食形式での懇親会が行われました。同時に今回の大会でのベストポスター賞の授与式も行われました。

エクスカージョン

学術大会終了後、農林水産省次世代施設園芸導入加速化支援事業の宮城県拠点として選定された、(株)デ・リーフデ北上の施設見学を実施しました。この施設ではオランダの施設園芸技術を導入し、木質バイオマスとLGP、地中熱によるガスヒートポンプから成るハイブリット暖房システムや、ITC活用による高度環境制御システムなどによるトマト・パプリカの自動栽培設備等を見学しました。参加者は25名でした。

2018年 日本沙漠学会 秋季シンポジウムのお知らせ

乾燥、半乾燥地における沙漠化の進行は、気候の要因のみならず人間活動により加速しています。加えて様々な気候下において土地は人間活動による劣化により荒廃が進んでいます。本シンポジウムでは植物栽培により沙漠化・土地荒廃の進行を妨げ、修復・回復を目指すために必要とされる植物の特性とは何か、また栽培しながら農業として成り立つ形質は何か、環境修復の実際の取り組みについて3名の研究者を招いて話題提供をいただき、パネルディスカッションで参加者の皆さんと忌憚のない意見交換と議論を目的として開催いたします。

日 時：2018年10月27日（土）14：00～17：00

場 所：鹿児島大学 農学部 農・獣医共通教育棟 307 講義室

鹿児島市郡元 1-21-24 （郡元キャンパス）

<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/access.html>

<http://ace1.agri.kagoshima-u.ac.jp/contact/index.html>

テーマ：沙漠化・土地荒廃環境修復のために必要な植物の特質

プログラム：

14：00～14：10 開会挨拶および主旨説明

14：10～15：40 話題提供

演目と講演者

「作物の根の可塑性と機能（仮題）」

下田代智英氏（鹿児島大学 農学部准教授）

「塩生植物、耐塩性植物の特質と農業的環境修復」

志水勝好氏（鹿児島大学 農学部教授）

「重金属や有機化学物質の植物への集積特性と、環境修復への適用」

石川祐一氏（秋田県立大学 生物資源科学部准教授）

司会 遠城道雄氏（鹿児島大学農学部教授）

15：40～16：00 休憩

16：00～16：50 パネルディスカッション

16：50～17：00 総括

問い合わせ先：鹿児島大学 農学部 志水勝好 shimizuk@agri.kagoshima-u.ac.jp

鹿児島空港から鹿児島中央駅までのリムジンバスは下記の通りです（所要時間約40分）。

<https://www.iwasaki-corp.com/wp-content/uploads/22b259fca70d9e10cef7514b9280cada.pdf>

鹿児島中央駅から「鹿大正門前」までは、バスで5分程度です。

鹿児島中央駅から市電郡元（こおりもと）行きで「市民病院」または「神田・交通局前」で下車、約10分、桜島に向かって歩いていただいて農場西門から入校、徒歩5分程度です。

中央駅前の乗り場：http://kotsu-navi.pref.kagoshima.jp/img/maps/map1_1-jp.pdf

農学部施設配置図：<http://ace1.agri.kagoshima-u.ac.jp/contact/c3.gif>

2018 年度学会賞受賞候補者推薦のお願い

日本沙漠学会正会員 各位

日本沙漠学会会長 吉川 賢
学会賞審査委員会委員長 豊田裕道

日本沙漠学会細則第 34 条にもとづき、日本沙漠学会賞（学会賞，学術論文賞，進歩賞，奨励賞の 4 賞）を公募いたします。つきましては、学会賞受賞候補者を下記の要領でご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 学会賞の種類

- (1) 日本沙漠学会学会賞 : 本学会において学術かつ事業活動に顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (2) 日本沙漠学会学術論文賞 : 「沙漠研究」に掲載された論文により乾燥・半乾燥地に関する学術上の顕著な業績を挙げた会員に授与する。
- (3) 日本沙漠学会進歩賞 : 乾燥地・半乾燥地に関する技術的，実践的な業績を挙げた会員または会員を含む団体に授与する。
- (4) 日本沙漠学会奨励賞 : 乾燥地・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与する。この場合の受賞者は，原則として当該年度において 35 歳以下の会員とする。なお，35 歳を超えた会員を奨励賞に推薦する場合には，その理由書を添付する。

2. 推薦期限 2019 年 2 月 28 日（木） 当日消印有効

3. 推薦方法

以下の書類を期限までに学会賞審査委員会（幹事）宛に郵送して下さい。なお，推薦には「自薦」は含まれません。

(1) 日本沙漠学会学会賞ならびに日本沙漠学会進歩賞を推薦する場合

様式 1 の推薦書 1 部
推薦に関する資料 1 組

(2) 日本沙漠学会学術論文賞ならびに日本沙漠学会奨励賞を推薦する場合

様式 2 の推薦書 1 部
推薦に関する業績 1 組

4. 宛先（照会先）

〒 010-0041 秋田市広面字土手下 81-1-202

日本沙漠学会 学会賞審査委員会 幹事 渡邊三津子

E-mail: watanabe.m415@gmail.com

5. その他

応募された書類は返却しませんので，必要な場合は写しを保管下さい。

なお，過去の受賞者については日本沙漠学会ホームページ（<http://www.jaals.net/>）をご参照下さい。

様式 1

(日本沙漠学会学会賞・日本沙漠学会進歩賞用)

平成 年 月 日

日本沙漠学会学会賞ならびに日本沙漠学会進歩賞推薦書

1. 推薦者 所属：
氏名： 印
住所・電話：
2. 被推薦者 所属：
氏名： 生年 年 月 日
住所・電話：
入会年：
3. 推薦業績 題目：
4. 推薦理由
5. 推薦業績に関する資料リストなど

様式 2

(日本沙漠学会学術論文賞・日本沙漠学会奨励賞用)

平成 年 月 日

日本沙漠学会学術論文賞ならびに日本沙漠学会奨励賞推薦書

1. 推薦者 所属：
氏名： 印
住所・電話：
2. 被推薦者 所属：
氏名： 生年 年 月 日
住所・電話：
入会年：
3. 推薦業績 題目：
4. 推薦理由
5. 推薦業績に関する資料リストなど
著者名 (共著の場合は全員), 題目, 掲載誌名, 巻号, 頁, 発行年を記載すること。

記入上の注意

- 1) 書 式 A4 縦置横書き, 明朝体 12 ポイント, 上下左右マージン 2.0 cm 以上, 1 行文字数 35~40 字, 1 ページ行数 35~40 行
- 2) 被推薦者 被推薦者が団体の場合は団体名およびその代表者を記入して下さい。
- 3) 推薦理由 箇条書きの場合は約 100 字以内で説明して下さい。
箇条書きでない場合は全体を 400 字程度で記載して下さい。
- 4) 様式 1 「日本沙漠学会学会賞・日本沙漠学会進歩賞」の場合 5. 資料はコピーなどを添付して下さい。
- 5) 様式 2 「日本沙漠学会学術論文賞・日本沙漠学会奨励賞」の場合 5. 業績リストは研究業績の別刷り(コピー可)を添付して下さい。

学会賞審査委員からのお知らせ 日本沙漠学会若手会員のみなさんへ

学会賞担当理事 豊田 裕道
渡邊 三津子

日本沙漠学会では「奨励賞」「ベストポスター賞」など、若手研究者のみなさんを対象とした賞を設けています。

奨励賞

- 乾燥・半乾燥地に関する萌芽的研究業績を挙げた会員に授与されます。
※ 『沙漠研究』に掲載された論文や研究業績に基づき、学会員の推薦を受けて審査されます。
- 満35歳以下の若手会員を対象としています。※ 社会人経験者など「若手相当」とみなされる方は満35歳以上であっても対象となります。

ベストポスター賞

- 研究内容、表現や説明技術、熱意などが優れているポスター発表に対して授与されます。
- 学術大会でポスター発表をする満35歳以下の学部生、大学院生と大学院修了・中退後3年未満の会員が対象となります。※ 社会人経験者など「若手相当」とみなされる方は満35歳以上であっても対象となります。

メリット① 自分の研究について知ってもらえる

受賞者の研究は、学術大会だけでなくホームページなどで紹介されるので自分の研究について多くの人に知ってもらえる機会になります。

メリット② 履歴書に書ける

「奨励賞」「ベストポスター賞」をもらったら、履歴書の賞罰の欄に書くことができるので、就職活動にも役立ちます。

日本沙漠学会に所属する若手会員の皆さん
全員にチャンスがあります！

学術大会で発表した人は、ぜひ
沙漠研究に論文を投稿しましょう！

学会記事

日本沙漠学会第 134 回理事会 議事録

日時：2018 年 4 月 14 日（土）13：00～15：00

場所：人形町区民館（東京都中央区）

出席：吉川 賢（会長）、森尾貴広、渡邊文雄（以上、副会長）、窪田順平、小長谷有紀、酒井裕司、島田沢彦、鈴木伸治、高橋新平、中村 徹（以上、理事）、矢沢勇樹（以上、監事）、安部征雄、岩本 彰（以上顧問）、依田清胤（次期大会実行委員長）、川端良子、田島 淳、橋 隆一、的場泰信、三角誠司、齋藤哲治（オブザーバー）

委任状：小島紀徳、田中 徹、豊田裕道、渡邊三津子

I. 審議事項

1. 第 31 回評議員会および 2018 年度総会における議題
 - ・ 2017 年度事業報告・決算報告・会計監査について議題を整理した。決算報告の表記について一部修正を行う。
 - ・ 細則の改正について、評議員会にて審議することを確認した（第 132 回理事会議事録参照、第 19、20、36 条の改正）。
 - ・ 下記 3. に関連し、会則の改正について、総会にて審議することを確認した（第 4、5 条の改正）。また内規の改正が承認された（第 4 条の国際会員に関する内規の追加、第 10 条の改正）。
 - ・ 2018 年度事業計画及（案）び予算（案）について審議した。2017 年度の決算報告の表記変更に伴い予算（案）の修正を行う。
2. 2017 年度学会賞の表彰について
 - ・ 学会賞審査委員会より、2017 年度は推薦がなく、該当者無しとの報告があり、承認された。投稿数を増やす取り組みが必要との意見があった。
3. 国際会員の創設について
 - ・ 渡邊副会長より、国際会員の位置づけ・役割・期待する効果などについての説明がなされ、了承された（第 133 回理事会議事録参照）。

II. 報告事項

1. 「おあしす」の内容確認
 - ・ 島田総務担当理事より、次号（27 巻 4 号）の「おあしす」の原稿が提示され、内容の確認を行った。
2. 2018 年度第 29 回学術大会（5/26～5/27、石巻専修大学）
 - ・ 依田実行委員長より、進捗状況が報告された。
3. DTXIII・ICAL3（3/12～3/16、2018）について
 - ・ 参加した理事会メンバーより盛況に開催されたことなどの報告があった。

4. International Desert Council（IDC）と DT/ICAL について

- ・ 今後、DT/ICAL を運営する母体として IDC を組織する旨、吉川会長より報告があった。本学会が中心的な役割を担う。

5. 30 周年記念事業について

- ・ 矢沢推進委員長より事業案等進捗状況の報告がなされた。事業案 1 として、記念誌「30 周年からの挑戦」（仮題）を編纂し、刊行する。事業案 2 として、「新沙漠の事典」（仮題）を編集し、学会 HP で公開する。事業案 3 として、国内、海外の研究者にレビュー論文の執筆を依頼する。

6. 投稿論文審査状況報告

- ・ 酒井編集委員長より、査読中論文が 1 報あり、2 つの小特集についてそれぞれ執筆を依頼していることが報告された。

- ・ DTXIII・ICAL3 での 95 件の発表のうち、4/16 現在、受付済み投稿論文は 23 論文である。

- ・ 拡大編集委員会を 5/25 の 18：00～19：30、石巻グランドホテルにて開催する。

7. 学会誌の編集と出版体制の移管および Scopus への対応

- ・ 編集および出版体制の(株)共立への移管に伴い、佐藤印刷で保管されていたバックナンバーを、各号 5 部ずつ鈴木総務理事に送付することを確認した。バックナンバーの取扱については今後検討を続ける。

- ・ Scopus への対応に関連し、論文投稿の倫理規定の制定が必要であることが報告された。

8. 2018 年秋季シンポジウム（鹿児島大学）について

- ・ 進捗が報告された。11/3 の開催とすることが提案されたが調整を続ける。

9. 学会 HP の充実化について

- ・ 島田総務委員より、「沙漠の事典」（丸善出版）の図版を学会 HP へ転載する際の概算費用やイメージについて報告があった。

10. 学会会員数減少への対策検討委員会

- ・ 森尾副会長より、引き続き検証を続け、対策の検討を行うとの報告があった。

11. 学会を受け皿とした共同研究等の促進について。

- ・ 高橋財務理事より、引き続き検討を行うとの報告があった。

III. その他

- ・ 今後の学術大会・秋季シンポジウムの日程と開催地

について確認した。

- ・書評依頼（清水貴夫・亀井伸孝編「子供たちの生きるアフリカ」）について、森尾副会長が担当していることを確認した。
- ・第135回理事会：5月26日（土）（石巻専修大学5号館3階ゼミ教室，11：45～）。第136回理事会：2018年7月7日（土），第137回理事会：11月に開催予定の秋季シンポジウム（鹿児島大学）に合わせ開催。

以上

日本沙漠学会第31回評議員会 議事録

日時：2018年4月14日（土）15：00～17：00

場所：人形町区民館（東京都中央区）

出席：吉川 賢（会長），森尾貴広，渡邊文雄（以上，副会長），窪田順平，酒井裕司，島田沢彦，鈴木伸治，高橋新平，中村 徹（以上，理事），矢沢勇樹（以上，監事），安部征雄（以上顧問），今村 薫，岩本 彰，牛木久雄，川端良子，白石雅美，田島 淳，橋 隆一，藤巻晴行，的場泰信（以上，評議員），依田清胤（次期大会実行委員長），三角誠司，齋藤哲治（オブザーバー）

委任状：石川祐一，北村義信，小島紀徳，児玉香菜子，小長谷有紀，菅沼秀樹，豊田裕道，縄田浩志，平田昌弘，三木直子，渡邊三津子

I. 審議事項

1. 2018年度総会における議題

- ・2017年度事業報告・決算報告・会計監査について審議した。決算報告の表記について一部修正を行う。
- ・細則の改正について審議し，承認された（第19，20，36条の改正）。
- ・会則の改正について，総会にて審議することを確認した（第4，5条の改正）。また第134回理事会にて，内規の改正が承認されたことが報告された（第4条の国際会員に関する内規の追加，第10条の改正）。
- ・国際会員の意義や任期について質問があり，渡邊副会長より説明がなされた。
- ・会計について，今後とも納入率が増える努力を続けてほしいとの意見があった。
- ・2018年度事業計画及（案）び予算（案）について審議した。2017年度の決算報告の表記変更に伴い予算（案）の修正を行う。
- ・2017年度の学会賞の審査結果について，該当者無しとの報告があった。

II. その他

特になし

以上

日本沙漠学会第135回理事会 議事録

日時：2018年5月26日（土）12：00～13：00

場所：石巻専修大学5号館3階ゼミ教室（宮城県石巻市）

出席：吉川 賢（会長），森尾貴広，渡邊文雄（以上，副会長），窪田順平，小島紀徳，酒井裕司，島田沢彦，鈴木伸治，高橋新平，豊田裕道，渡邊三津子（以上，理事），矢沢勇樹（以上，監事），安部征雄（以上顧問），石川祐一，川端良子，田島 淳，橋 隆一，的場泰信（オブザーバー）

委任状：小長谷有紀，田中 徹，中村 徹

I. 審議事項

1. 国際共同利用施設の申請

- ・鳥取大学乾燥地研究センターより，国際共同利用・共同研究拠点として文部科学省に申請するにあたり，本学会に要望書の依頼があった。要望書を提出することとした。

2. 2020年以降の学術大会の開催地について

- ・第31回（2020年）を岡山大学で，第32回（2021年）を酪農学園大学で開催する案が提案され，承認された。

II. 報告事項

1. 総会の進行について

- ・議長について，立候補がない場合，的場会員を推挙することを確認した。また議事内容を確認した。

2. 第29回学術大会（石巻専修大学）の進行について

- ・順調に進行していることが報告された。
- ・ベストポスター賞の審査について，10名の会員に審査を依頼している旨，学会賞審査委員会より報告があった。

3. 拡大編集委員会（5/25）について

- ・酒井編集委員長より報告があった。
- ・論文投稿の倫理規定の制定について，会長及び副会長の3名で検討することが報告された。
- ・投稿論文の審査状況が報告された。

4. 第5回30周年記念事業推進委員会（5/25）について

- ・委員長の矢沢監事より報告があった。
- ・事業1の記念誌「30周年からの挑戦」（仮題）の項目である座談会のメンバーについて，吉川会長より，渡邊副会長，小長谷理事，石川評議員，藤巻評議員，川端副編集委員長の5名に依頼したことが報告された。

5. IDC（International Desert Council）に関する交渉について

- ・吉川会長より進捗の報告があった。

6. 2018年秋季シンポジウム（鹿児島大学）について

- ・開催日について，窪田理事より10/27とする旨報告

があった。

7. 学会会員数減少への対策検討委員会

- ・ 森尾副会長より会員数の推移や論文投稿及び学術大会での発表の動向について資料が示された。対策案等について検討していくこととした。

Ⅲ. その他

- ・ 第136回理事会：7月7日（土）。議案について確

認した。第137回理事会：10月27日（土）（秋季シンポジウム、鹿児島大学に合わせ開催）。

- ・ おあしすの表紙写真を充実させるため、理事会メンバーのフィールド調査の予定を島田総務担当理事と共有することが依頼された。

以上

* * * * * 会 員 動 向 * * * * *

●新入会員（2018年度）

正会員

林 聖蓄（ID：1122，東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻）

学生会員

南部さつき（ID：1120，東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科）

堀内 早紀（ID：1121，東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科）

●退会会員

正会員

栗田 絶学，檜谷 治

学生会員

マロー A. ファドモ，Dayah Aden Guirreh，
キブケモイ サミエル

***** 賛助会員・団体会員名簿 *****

アースアンドヒューマンコーポレーション	194-0041	町田市玉川学園 8-3-23	Tel：042-710-7661
株式会社ウイジン	158-0097	世田谷区用賀 2-12-14	Tel：03-3700-0531
NTC インターナショナル株式会社	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2	Tel：03-5354-3621
株式会社大林組技術研究所	204-8558	清瀬市下清戸 4-640	Tel：0424-95-1060
